

公益社団法人青森県獣医師会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県獣医師会定款第26条の規定に基づき、公益社団法人青森県獣医師会（以下「本会」という。）の役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤職員には報酬、賞与及び退職慰労金、非常勤役員には報酬を支給する。ただし、常勤役員が職員を兼務し、職員の給与の支給を受けている場合は、役員報酬等は支給しない。
- 3 非常勤役員のうち、代表理事である会長の報酬は月額を支給とし、また退職慰労金も支給するものとする。
- 4 常勤の役員に対する退職慰労金は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤役員を退任した者に限り、支給する。

(報酬の額の算定方法)

第3条 役員の報酬等は、別表に定める額等とする。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 月額支給対象の役員の報酬支給日は、毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日にあたるときは、その日の前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日。）とする。また、その他の役員にあっては、理事会等の会議出席の都度、支給する。
- 2 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により役員を退任した後2か月以内に支給する。
 - 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関の口座に振り込むこともできる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表

(1) 報酬

① 定額

役職名	算定方法
会長（非常勤）	月額 100,000 円
常務理事（常勤）	月額 300,000 円
上記以外の理事	年額 50,000 円
監 事	年額 50,000 円

② 会務による会議等への出席報酬

役職名	報酬の額	支給方法
非常勤役員	10,000 円	会議等出席の都度支払う

(2) 賞与

役職名	算定方法	支給方法
常勤役員	報酬の月額×2	6月・12月に支給

(3) 退職慰労金

役職名	算定方法
会長（非常勤）	報酬の月額×在職年数
常務理事（常勤）	報酬の月額×在職年数